原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書　新旧対照表

現　行	改定後
福岡県（以下「甲」という。）及び糸島市（以下「乙」という。）並びに福岡市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって福岡県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。	福岡県（以下「甲」という。）及び糸島市（以下「乙」という。）並びに福岡市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって福岡県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）及びキューデンホールディングス株式会社（以下「戊」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。また、戊は、丁及び戊において原子力事業の安全確保が最優先事項であることを大前提に、丁が次の各条を確実に履行できるよう、必要な支援を行う。
（関係法令の遵守等） 第１条　丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。 ２　丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。	（関係法令の遵守等） 第１条　丁及び戊は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。 ２　丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。
（情報連絡の内容及び時期） 第２条　丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1)　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。 (2)　原災法第 15 条第１項各号に掲げる場合。 ２　丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。 (1)　原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。 (2)　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (3)　発電所敷地内において火災が発生したとき。 (4)　放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。 (5)　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。 (6)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (7)　その他緊急事態が発生したとき。 ３　丁は、前項各号に掲げる異常時の場合は、甲及び乙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。 ４　甲は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに丙に連絡するものとする。 ５　丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。 ６　甲は、前項の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。	（情報連絡の内容及び時期） 第２条　丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1)　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。 (2)　原災法第 15 条第１項各号に掲げる場合。 ２　丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。 (1)　原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。 (2)　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (3)　発電所敷地内において火災が発生したとき。 (4)　放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。 (5)　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。 (6)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (7)　その他緊急事態が発生したとき。 ３　丁は、前項各号に掲げる異常時の場合は、甲及び乙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。 ４　甲は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに丙に連絡するものとする。 ５　丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。 ６　甲は、前項の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。
（新設）	７　丁は、甲及び乙並びに丙に対し、発電所の安全確保に関する戊との協議状況について、必要に応じて連絡するものとする。
（連絡の方法） 第３条　前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。	（連絡の方法） 第３条　前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書　新旧対照表

現　　行	改 定 後
（現地確認） 第４条　甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に現地確認させることができるものとする。 ２　甲及び丁は、前項に定める現地確認において、相互に意見を述べることができるものとする。 ３　甲は、第１項の規定により現地確認を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡するものとする。	（現地確認） 第４条　甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に現地確認させることができるものとする。 ２　甲及び丁は、前項に定める現地確認において、相互に意見を述べることができるものとする。 ３　甲は、第１項の規定により現地確認を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡するものとする。
（損害の補償） 第５条　丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき、速やかに補償するものとする。	（損害の補償） 第５条　丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき、速やかに補償するものとする。
（協定の改定） 第６条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。 ２　乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。	（協定の改定） 第６条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁、戊いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、丁及び戊は、誠意をもって協議に応ずるものとする。 ２　乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。
（覚書） 第７条　第２条第５項に定めた平常時の情報提供については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。	（覚書） 第７条　この協定の施行に必要な事項については、甲、丁及び戊による協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。
（その他） 第８条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定めるものとする。 ２　乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。	（その他） 第８条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁及び戊が協議して定めるものとする。 ２　乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。
この協定の締結を証するため、この協定書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。	この協定の締結を証するため、この協定書５通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。
平成 24 年 4 月 2 日	平成 24 年 4 月 2 日 令和 8 年 10 月 30 日　全部改定
甲　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県 福岡県知事 乙　福岡県糸島市前原西一丁目１番１号 糸島市 糸島市長 丙　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号 福岡市 福岡市長 丁　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番８２号 九州電力株式会社 代表取締役社長	甲　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県 福岡県知事 乙　福岡県糸島市前原西一丁目１番１号 糸島市 糸島市長 丙　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号 福岡市 福岡市長 丁　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号 九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 戊　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号 キューデンホールディングス株式会社 代表取締役社長執行役員